

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月23日

【会社名】 株式会社イトーキ

【英訳名】 ITOKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 嘉朗

【本店の所在の場所】 大阪市城東区今福東一丁目4番12号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 森谷 仁昭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区入船三丁目2番10号

【電話番号】 東京03(5543)1711

【事務連絡者氏名】 管理本部総務部長 鷲見 三郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社イトーキ東京本社
(東京都中央区入船三丁目2番10号)

1【提出理由】

当社は、平成28年3月23日開催の第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額622,753,352円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

下記のとおり、定款の一部を変更する。

(下線部は変更箇所であります。)

旧定款	新定款
第42条（監査役の実任免除） （第1項条文省略） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限定額とする。	第42条（監査役の実任免除） （第1項条文省略） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限定額とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、山田 匡通、平井 嘉朗、伊原木 秀松、牧野 健司、永田 宏及び長島 俊夫を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、福原 敦志を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、藤田 傑を選任する。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	378,763	564	64	(注)1	可決 98.31%
第2号議案 定款一部変更の件	379,105	222	64	(注)2	可決 98.39%
第3号議案 取締役6名選任の件 山田 匡通 平井 嘉朗 伊原木 秀松 牧野 健司 永田 宏 長島 俊夫	359,063 373,760 377,970 377,964 374,772 378,718	20,264 5,567 1,357 1,363 4,555 609	64 64 64 64 64 64	(注)3	93.19% 97.01% 可決 98.10% 98.10% 97.27% 98.29%
第4号議案 監査役1名選任の件	361,402	17,925	64	(注)3	可決 93.80%
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件	377,072	2,255	64	(注)3	可決 97.87%
第6号議案 会計監査人選任の件	378,298	299	794	(注)1	可決 98.19%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない一部の議決権数は加算しておりません。